別表第五（第二十条の三関係）

港の名称	航路	特定港内の区域
（略）		
京浜	（略）	（略）
	川崎航路、鶴見航路及び横浜航路	第一号から第六十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第六十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面のうち第六十五号に掲げる地点から第八十五号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第六十五号に掲げる地点と第八十五号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面、第八十六号に掲げる地点から第八十九号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十六号に掲げる地点と第八十九号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面並びに第九十号に掲げる地点から第九十三号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第九十号に掲げる地点と第九十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面以外の海面（航路を除く。） 一　横浜大黒防波堤西灯台から百六十二度三十分四千五百六十メートルの地点 二～十三　（略） 十四　横浜大黒防波堤西灯台から二百五十二度三十分千五百七十メートルの地点 十五　横浜大黒防波堤西灯台から二百五十六度三十分千四百八十メートルの地点 十六　横浜大黒防波堤西灯台から二百六十六度千八百六十メートルの地点 十七　横浜大黒防波堤西灯台から二百七十六度三十分千七百十メートルの地点 十八　横浜大黒防波堤西灯台から二百七十八度三十分千八百六十メートルの地点 十九　横浜大黒防波堤西灯台から二百八十五度三十分千八百二十メートルの地点 二十　横浜北水堤灯台（北緯三十五度二十七分三十六秒東経百三十九度三十九分三十秒）から百二十度千四百七十メートルの地点

別表第五（第二十条の三関係）

港の名称	航路	特定港内の区域
（略）		
京浜	（略）	（略）
	川崎航路、鶴見航路及び横浜航路	第一号から第六十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第六十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面のうち第六十五号に掲げる地点から第八十五号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第六十五号に掲げる地点と第八十五号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面、第八十六号に掲げる地点から第八十九号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十六号に掲げる地点と第八十九号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面並びに第九十号に掲げる地点から第九十三号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第九十号に掲げる地点と第九十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面以外の海面（航路を除く。） 一　横浜大黒防波堤西灯台（北緯三十五度二十六分五十三秒東経百三十九度四十一分三十八秒）から百六十二度三十分四千五百六十メートルの地点 二～十三　（略） 十四　横浜外防波堤北灯台から百七十四度千三百五十メートルの地点 十五　横浜外防波堤北灯台から百七十度三十分千二百二十メートルの地点 十六　横浜外防波堤北灯台から百九十二度三十分千二十メートルの地点 十七　横浜外防波堤北灯台から百八十五度六百七十メートルの地点 十八　横浜外防波堤北灯台から百九十九度六百三十メートルの地点 十九　横浜外防波堤北灯台から百九十六度三十分三百九十メートルの地点 二十　横浜外防波堤北灯台から二百二十八度三十分四百二十メートルの地点